

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、入社後3か月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、当社は受領した紹介手数料のうち、下記の金額を求人者に返還いたします。返還のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとさせていただきます。翌々月1日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。あらかじめご了承ください。

- (1) 入社後1か月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (2) 入社後1か月を超え3か月以内に雇用契約が終了した場合 30%

ただし、返戻条件等の詳細については、『人材紹介に関する基本契約書』において別の定めをする場合があります。